

## 大阪市立学校活性化条例（抜粋）

（小学校の学級数の適正規模の確保）

**第16条** 教育委員会は、小学校の学級数の規模を適正規模（児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にするよう努めなければならない。

- 2 適正規模は、学級数が12から24までであることとする。
- 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（以下「適正配置対象校」という。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
- 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
- 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。
- 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている小学校の学級数の規模を適正な規模とするための計画（学級数の規模が12を下回る小学校の学級数の規模を12から24までにす

ることをその内容とするものに限る。) であってこの条例による改正後の大阪市立学校活性化条例第16条第5項に定める要件を満たしていると教育委員会が認めるものは、同条第4項の規定に基づき策定された同項に規定する学校再編整備計画とみなす。